

経済財政運営と改革の基本方針 2015（仮称）に対する提案（案）

政府は、平成 27 年度においても引き続き「アベノミクス」の推進により、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の進展に寄与するという好循環を作り出すことを目指している。

また、昨年「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための道筋がつけられた。

このような状況の中、圏域の更なる活性化と日本の社会・経済の成長のために指定都市が果たすべき役割は、ますます大きくなっている。

そこで、地方分権改革を始めとする地方活性化策や地方財政制度の再構築などにより指定都市が能力を十分に発揮することで、日本を牽引するエンジンとなり日本経済の再生と地方創生に寄与することができるよう、経済財政諮問会議において検討されている「経済財政運営と改革の基本方針 2015（仮称）」において、次の提案を反映するよう強く要請する。

1 地方創生の推進と多様な大都市制度の早期実現

(1) 地方創生においては、地方公共団体自らが地域ごとの「処方せん」として地方版総合戦略を策定し、課題に取り組むことが重要である。あわせて、将来にわたって活力ある日本社会を維持するためには、基礎自治体優先の原則の下、地方自治制度の見直しも不可欠である。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組が行われている。

また、道州制の議論に当たっては、基礎自治体の権能の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

については、道州制も視野に入れつつ、第 30 次地方制度調査会答申も踏まえて道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進めるとともに、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

(2) 地方創生における基本的視点として「東京一極集中の歯止め」や「地域の特性に即した地域課題の解決」が掲げられる一方で、多くの指定都市が東京への転出超過となっているにもかかわらず、地方拠点強化税制など一部の指定都市が対象から外されている。

については、東京都区部からその他の地域へのこれまでとは違う新しいひとの流れを作り出す方策を講じるとともに、指定都市が近隣自治体や過疎地域を抱える自治体との水平連携により、圏域における地方創生を牽引する役割を果たせるよう、すべての指定都市を地方活性化の拠点として位置付けること。

(3) 平成 28 年度以降に本格実施が予定されている、地方版総合戦略を推進するための新型交付金についても、指定都市が積極的に地方創生に取り組めるよう必要額を確保し、より自由度の高い活用しやすい制度とすること。

2 更なる地方分権改革の推進

地方分権改革については、地方の発意により事務・権限の移譲と規制緩和を可能とする提案募集方式が導入された。平成26年の提案募集においては、指定都市からの提案に対し、広域性を担保するという理由により実現に至らないものが多かつたが、地方自治制度の基本原則である補完性・近接性の原理に基づけば、地域の実情を熟知した基礎自治体が事務・権限を有することこそが優先されるべきである。

については、今後の提案募集において、指定都市が持つポテンシャルを最大限發揮できるよう、その発意による創意工夫の趣旨を十分に酌み取るとともに、支障事例の有無にかかわらず、住民の利便性の向上及び行政の効率化に資することが明らかな提案については、積極的に検討を行い、その実現を図ること。また、昨年実現されなかった提案についても、検討を加えた上で再提案があった場合は、改めて積極的に検討すること。

3 地方財政制度の再構築

2020年度の財政健全化目標を達成するための具体的な計画策定に当たっては、地方の一般財源総額が「実質的に前年度と同水準を確保する」という事実上の上限を設けられている中で、地方公共団体は社会保障費の自然増に対応しながら、地方創生や地域経済再生に取り組んでいることを踏まえ、国の歳出削減を目的とした地方財政の一方的な歳出削減は決して行わないこと。

地方交付税総額については、歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革等に伴う新たな財政需要への対応も含め、必要額を確保すること。

加えて、国・地方を通じた歳出削減努力によってなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の更なる引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方法人税のような単なる地方間の税収の再配分ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一體的に行うこと。なお、地方法人税は、受益と負担の関係に反し、眞の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。

4 大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充すること。

また、事務配分の特例により道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに国・道府県から移譲される事務・権限により生ずる財政負担について、所要額が税制上措置されるよう、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

なお、国の施策として、法人実効税率を更に引き下げるための措置を講ずる場合には、法人住民税が減収とならない制度設計を行うこと。

5 持続可能な社会保障制度の実現

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。一本化が実現するまでの間は、国保財政の一層の基盤強化と構造的な課題の解消を図るため、国庫負担率の引上げなどの必要な財政措置を講ずること。

また、生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担のほか、年金制度等社会保障制度全般の在り方を含めた生活保護制度の更なる改革を進めること。生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が一体として実効性を持ち、持続可能なものとなるよう、各種事業の経費について全額国において措置すること。

なお、社会保障の各分野における制度改革に当たっては、指定都市は特に人口が多くその影響が大きいことから、指定都市とも十分な協議を行った上で法制化などの措置を講ずること。

6 女性が輝く社会の実現

第三次安倍内閣の基本方針においては、社会のあらゆる分野で 2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を 30%以上にするとの目標の確実な実現と、家事や育児に専念してきた女性が、その経験も活かしながら活躍できる環境の整備に向けて、内閣の総力を挙げて施策を推し進めるとされている。

については、保育施策及び放課後児童施策の充実、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進、女性の活躍推進企業に対するインセンティブ付与に努めるほか、働き方に中立な税制、社会保障制度の在り方等の検討を進めるとともに、女性の社会進出に関するデータの収集・公表に努めること。

**平成27年5月 日
指 定 都 市 市 長 会**